

いじめの防止年間計画

| | 指導等の内容 | | |
|-----|--|----------------------------|----------------------------------|
| | 教職員の活動 | 児童の活動 | 保護者への活動 |
| 4月 | ○いじめ防止対策委員会 ○教育相談活動 | ○学級開き・ルールづくり ○いじめなくそうデー | ○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・学級懇談】 |
| 5月 | ○いじめアンケート実施 ○校内研修(いじめ対策に関わる教職員の共通理解) ○教育相談活動 | ○いじめなくそうデー ○いじめアンケート調査 | |
| 6月 | ○教育相談活動 | ○いじめなくそうデー | |
| 7月 | ○教育相談活動 ○取組評価アンケート調査 ○いじめ防止対策委員会 | ○いじめなくそうデー | ○保護者との情報交換 【個人懇談会】 |
| 8月 | ○職員研修(いじめ問題対応マニュアルを活用して) | | |
| 9月 | ○教育相談活動 | ○いじめなくそうデー | |
| 10月 | ○教育相談活動 | ○いじめなくそうデー ○いじめアンケート調査 | |
| 11月 | ○教育相談活動 ○職員研修(いじめ問題対応ハンドブックを活用して) | ○いじめなくそうデー | ○いじめ対策についての啓発 【人権教育参観日】 |
| 12月 | ○教育相談活動 ○取組評価アンケート調査 ○いじめ防止対策委員会 | ○いじめなくそうデー | |
| 1月 | ○教育相談活動 | ○いじめなくそうデー | |
| 2月 | ○教育相談活動 | ○いじめなくそうデー ○いじめアンケート調査 | |
| 3月 | ○教育相談活動 ○取組評価アンケート調査 ○いじめ防止対策委員会 | ○いじめなくそうデー | |

いじめ問題対応マニュアル

◆いじめ問題対応の手順

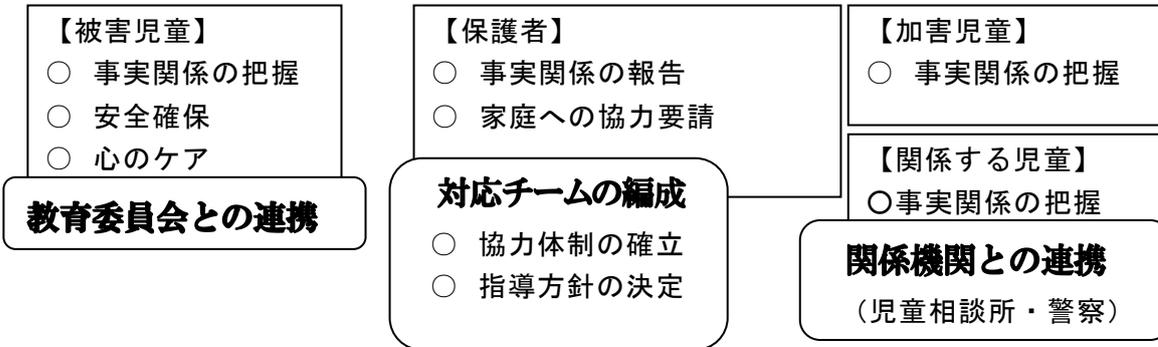
①いじめの未然防止に向けた取組

- 道徳教育の一層の充実
- 学級・学習集団の育成
- 市民性を育てる教育の育成
- 児童会活動の活性化
- 教職員の人権意識の向上
- 保護者や地域に開かれた学校づくり

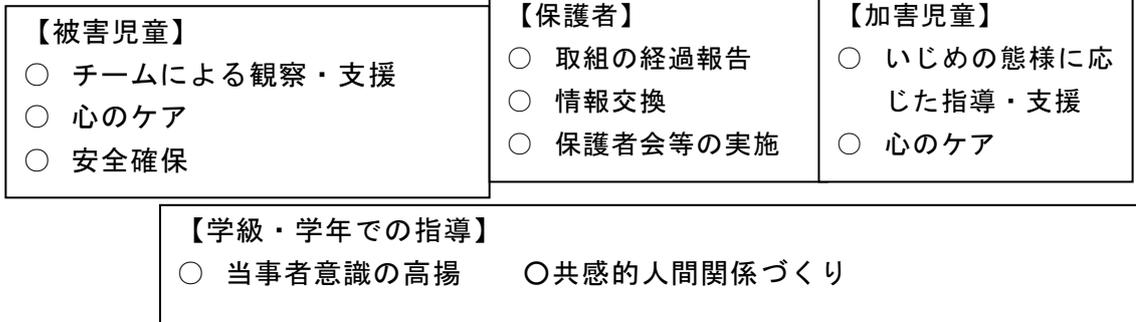
②情報のキャッチ

- 当該児童からの訴え
- 教職員の気づき
- 同僚教職員からの報告
- 保護者からの訴え・報告
- 周囲の児童からの訴え・報告
- 地域からの情報
- 「いじめアンケート」の回答・結果

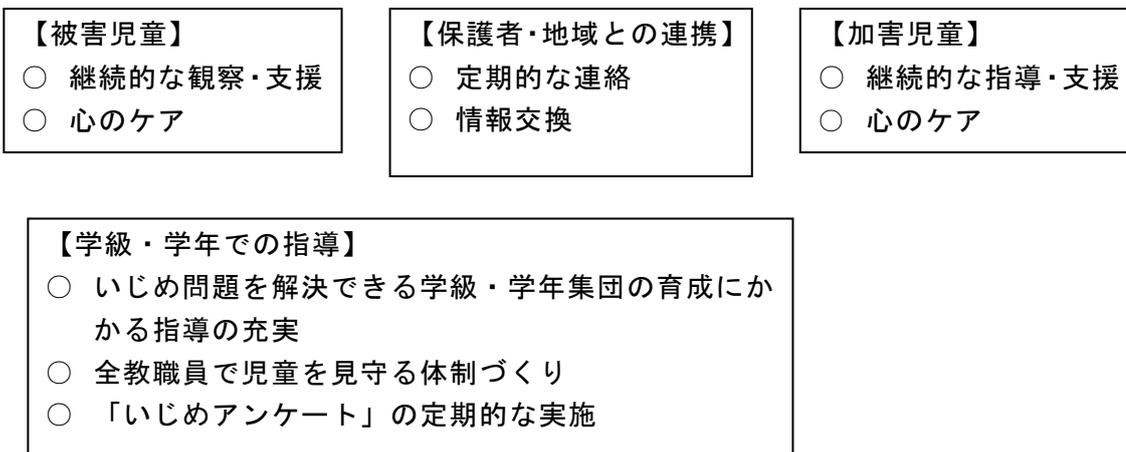
③一次対応（初期対応）



④二次対応（短期対応）



⑤三次対応（長期対応）



◆いじめの情報のキャッチと一次対応 (24時間内の動き)

☆情報のキャッチ

- いじめが疑われる言動を目撃
 - 生活ノートから気になる言葉を発見
 - 「いじめアンケート」から発見
 - 養護教諭等の同僚教職員やスクールカウンセラーからの報告
 - 保護者からの訴え・報告
 - 当該児童からの訴え
 - 周囲の児童からの訴え・報告
- ※一人で判断せず、組織的に取り組む。
※解決に向けて、正確な事実確認を行う。

管理職等への報告
緊急事態への報告

対応チームへの報告

校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・担任・当該学年教職員・養護教諭・スクールカウンセラー等、事案に応じて柔軟に編成する。

事実関係の把握

- ① 聞き取るべき内容等、留意することを確認する。(いじめの状況をつかむシート)
- ② 事実確認は、被害・加害・関係する児童を個別に同時進行で行う。
- ③ 聞き取った情報を一元化し、いじめの全体像を把握する。

対応方針の決定

- ① 児童の安全を最優先として、緊急度を確認する。
- ② いつ・だれが・どのように対応するのかを決め、全教職員に周知し迅速に行う。

保護者との連携

担任を含む複数での家庭訪問

教育委員会との連携

関係機関との連携

児童相談所・警察等

※ 適切に一次対応できたかを振り返る。
(いじめ問題一次対応振り返り表を使う)

いじめの報告を受けた際、教職員が陥りやすい傾向

- 自分はきちんと児童を指導できているから、自分の力だけで解決できると過信する。
- 不十分な事実確認のもと、児童からの訴えを先入観や一方的な思い込みで判断しようとする。
- いじめが生じたことを自分の指導不足が原因と思い、他の教職員に知られたくないと感じて抱え込んでしまう。

※参照

いじめ問題対応マニュアル
(和歌山県教育委員会)